

呉市教育委員会会議録
(令和2年10月23日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和2年10月23日定例会

- 1 開催日時 令和2年10月23日(金) 15:00開会
15:59閉会
- 2 開催場所 753会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
- 4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼教育総務課長 安倍広志
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほづみ
学校安全課長 棚田隆志
呉高等学校事務長 岩田茂宏
文化振興課長 多田博
中央図書館長 沖本正樹
教育総務課課長補佐 上野美帆
- 5 傍聴者 2人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第29号 第5次呉市長期総合計画素案について
 - (4) 報告第30号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
 - (5) 教議第46号 審査請求について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、船尾委員・佐々木委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上野課長補佐 (令和2年9月18日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5については、審査請求の裁決に係る事案であり、公開することにより、結論に至るまでの率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずるおそれがあると認められるため、非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第29号 第5次呉市長期総合計画素案について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第29号「第5次呉市長期総合計画素案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 倍 参 事 補 それでは、報告第29号「第5次呉市長期総合計画素案について」を御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

これは、9月29日の呉市議会総務委員会で、企画課が説明した資料でございます。

現在策定中の第5次呉市長期総合計画は、令和3年度から10年間の長期的かつ総合的な市政の計画的運営の指針となるものでございます。

このうち、計画策定の趣旨や呉市の特性、呉市を取り巻く環境などを示した第1編 序論と、将来都市像とその実現に向けた政策分野ごとの目指すべき姿を示した第2編 基本構想の素案を作成いたしました。

作成に当たりましては、呉市民意識調査等の調査結果や、学識経験者等で構成する呉市総合計画審議会、市民ワークショップの開催などで得られた市民からの幅広い意見を反映させております。

図表1の1は、総合計画の構成を表しています。総合計画は、基本構想と、構想に掲げる将来都市像の実現に向けて取り組む基本的な政策の方向性を明らかにする基本計画、基本計画に基づいて実施する事業を示す構成事業集の3層で構成します。

図表1の2は、計画期間をお示したものでございます。

基本構想は10年間の計画とし、基本計画及びこれと同時に策定する、まち・ひと・

しごと総合戦略と国土強靱化地域計画は5年間の計画とします。なお、構成事業集は、新年度の予算と事業の進捗状況、目標の達成状況を踏まえて、毎年度更新いたします。

図表1の3は、総合計画の目次案でございます。

次に、2ページ、第2編の基本構想の概要、1の将来都市像を御覧ください。

これからの本市の課題は、人口減少・少子高齢化であり、さらには、自然災害の脅威への対応や新型コロナウイルス感染症、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表などによる、市民生活や地域経済への対応が急務となっていることを記述しています。

また、最後の段落では、このような転換期を迎えた今、一人一人が危機感を持って、変化する社会や課題に向き合い、柔軟に対応しながら、未来のあるべき呉市をしっかりと描いてその実現に取り組むことを宣言しています。

次に、未来の呉市として、五つの姿をイメージして記載しています。

(1)質の高い生活が実現されるスマートシティ「くれ」、(2)新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」、(3)都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」、(4)災害に屈しない強靱なまち「くれ」、(5)SDGsを通して豊かな未来を創る「くれ」、以上のイメージを、市民、企業と共有し、将来都市像を「誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち『くれ』」としています。

続いて、4ページ、2の目指すべき姿を御覧ください。

将来都市像の実現に向けては、呉市が取り組む政策を8分野に分け、それぞれの政策分野で、10年後の目指すべき姿を掲げ、取組を進めてまいります。

それぞれの目指すべき姿のうち、子育て・教育分野、文化・スポーツ・生涯学習分野について御説明いたします。

まず、政策分野の検討において、政策分野の分け方は、市民に分かりやすい体系にすることを考え、当初は、子育て分野と教育分野を分けていました。政策ごとの施策を体系化するに当たって、対象者が子どもと子育て世帯に関するものであることや、幼保連携や放課後児童会の運営など子育て支援と学校教育が関連する施策もあることから政策をまとめたものです。

政策分野1の子育て・教育分野では、目指すべき姿である「若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち」を実現するため、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援や、市民・地域・企業などが一体となって、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

学校教育では、小中一貫教育を基盤として、子どもたちがチャレンジ精神を持ちながら自らの意思と力で生き方を選択し、新たな価値を創造することができる人材となるための教育を実施します。

5ページを御覧ください。

政策分野4の文化・スポーツ・生涯学習分野では「文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち」を実現するため、多くの市民が、音楽や美術などの文化芸術に触れる機会の創出や、地域の文化財や伝統文化等を後世に伝える取組への支援を進めていきます。

スポーツ分野では、一人一人のニーズやライフステージに応じた、スポーツに親しむ機会の創出や競技スポーツの振興を進めていきます。

生涯学習分野では、市民一人一人が自らの学ぶ意欲を満たし、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができる環境を整えていきます。

資料9ページ, 3の土地利用の方針を御覧ください。

人口減少下においても、まちを持続させていくため、市内にいくつかの拠点を設け、それらの拠点に、その地域の実情に応じた機能を集約しながら、拠点と拠点を結ぶネットワークを整備します。これにより、それぞれが持つ機能を補完・連携させるコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を構築し、地域がつながり、にぎわい、住み続けられる持続可能なまちを目指していきます。

10ページ, 4の第5次呉市長期総合計画素案に対する市民からの意見募集についてを御覧ください。

この計画素案につきましては、10月30日まで、パブリックコメントを実施しております。

その後、呉市総合計画審議会からの答申とパブリックコメントでの意見を参考として、基本構想の最終案を取りまとめ、呉市議会12月定例会に提出される予定です。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の報告第29号「第5次呉市長期総合計画素案について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 　呉市は人口が減少して若い世代が少なくなっていますが、そういった方々に住みたいと思ってもらうためには、子育てと教育分野が大切になってくると思います。教育においては、安心安全で、きめ細かな教育を受けられる環境を作ることが大切であると考えます。呉市教育委員会もそれを目指して頑張っていきたいと思えます。

船 尾 委 員 　洗練された内容になっていると思います。しかし、資料10ページに、市民から意見募集期間が令和2年10月30日までとありますが、これを知っている市民はほんではないのではないかと思います。今後の課題として、こういったことを募集する際に、市民にどうやって知ってもらい、意見を上げてもらうか、広報の部分を検討していただきたいと思えます。

安 倍 参 事 補 　委員のおっしゃるとおり、多くの意見が寄せられることを期待していますが、もう一つの目的として、計画の精度を上げることがございます。教育委員会に対しても、パブリックコメントが寄せられることが想定されておりますので、その部分については応えていきたいと思えます。また、今後、教育委員会がこういった計画を作り、パブリックコメントを求める際には、広報、市民への周知に努めていきたいと思えます。

佐々木委員 　基本構想の(1)から(5)のイメージに対する具体性の話になりますが、何をいつまでに実現させてくれるのか、もう少し具体的に教えていただきたいのが一つです。もう一つ、資料4ページの目指すべき姿の一番目に教育分野があげられており、重点的に取り上げられたと成果を期待するところですが、これについても実現の具体的な時期を教えてください。

安 倍 参 事 補 　現在まとめておりますのが、基本構想と基本計画です。具体的に実際の計画を動かしていくものに、構成事業集というものがあります。そこで、毎年度、達成の目標を出していきます。

教 育 長 　長期総合計画の構成の仕方をもう少し説明してください。序論、基本構想が固まって、それを基に具体的な事業が10年にわたり展開されると思うのですが、その辺りを説明してください。

安 倍 参 事 補 　まず、基本構想があり、これが大きな方針を示すものであります。次に基本計画で、いつまでに何をやるといった具体的な計画を立てます。そういった流れの中で、

構成事業集を毎年度更新し、全体を動かしていくという流れになります。今回は、基本計画の基礎となる基本構想をまとめようとしている段階でございます。

佐々木委員　まずは、基本計画の前段階で、構想をまとめるということですね。

安倍参事補　そのとおりでございます。

教 育 長　ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第30号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長　次に、日程第4の報告第30号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚田課長　それでは、報告第30号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を御説明いたします。

資料の13ページをお願いいたします。

本件は、既に報道されております、市内の小学校で発生した、新型コロナウイルス感染症患者の発生による学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

9月26日から10月2日までの期間に、4小学校で、5名の児童が新型コロナウイルスに感染し、陽性が確認されました。感染症患者が発生した小学校は、臨時休業を実施し、併せて児童会も休会しております。この間、児童、教職員を含む濃厚接触者、接触者のPCR検査を実施しております。

原則、休業4日目に、業者による学校施設の消毒を実施し、感染防止に万全を期し、再開の準備をいたしました。

現在、臨時休業をした4校は全て再開し、患者5名も全て退院しております。

続いて、2の学校名、患者数及び臨時休業期間を御覧ください。

(1)の白岳小学校は、9月27日から10月2日までを臨時休業といたしましたが、患者の在籍する学年は10月9日まで休業を延長しております。

(2)の吉浦小学校は、9月29日から10月2日まで臨時休業いたしました。

(3)の昭和南小学校は、9月29日から10月2日まで臨時休業いたしました。

(4)の川尻小学校は、10月3日から10月7日までを臨時休業としましたが、患者の在籍する学年及び濃厚接触者の多い学年は、10月15日まで休業を延長いたしました。

続いて、資料14ページ、3の学校名公表の理由を御覧ください。

まず、呉市の公共施設については、公表することが原則となっております。

その上で、一つ目の理由は、感染拡大防止の観点から公表範囲をある程度しぼり、調査の精度、効率を上げることです。

次に、学校の臨時休業においては、事前に保護者に通知をするため、秘匿性が低いことが挙げられます。仮に、公表を控えたとしても、ネットなどで噂や、詮索がなされ、意図せず誤った情報が広まるおそれもございます。

なお、学校名の公表については、保護者の了解を得た上で実施しております。

続いて、4の学校の対応を御覧ください。

学校においては、国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策の継続を徹底しております。

誹謗・中傷・差別をしないよう児童への指導，保護者への呼び掛けをする一方，児童の心のケアや学習の支援をしております。

次に，5の誹謗・中傷・差別の防止を御覧ください。

感染者やその家族，学校などに対する誹謗・中傷・差別があってはならないとの考えから，市ホームページでの教育長メッセージによる市民への発信，記者会見においても呼び掛けを行っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今，事務局から日程第4の報告第30号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 新型コロナウイルス感染症の対応については，情報公開も早く，よくやっていたいていると思います。それによって地域も安心でき，余裕を持って安全確認もできたと思います。

しかし，先日，広地区の自治連の役員と話題になったので1点お聞きします。

今回，私たちは学校の休業について，マスコミを通じて知りました。自治会の役割として，子どもの安心安全を見守るということで，例えば，朝の交通安全指導などをやっています。学校の休業によってそれをやるのかやらないのかということにも関わってくると思います。

せめて自治連の会長には，休業するという情報を公開していただければ，必要に応じて，今日は交通安全指導をしなくてよいとか，いつから再開するから準備をしておいてくださいといった指示ができると思うのですが，その辺について，どのようにお考えか教えてください。

棚田課長 御指摘いただいたように，情報公開先が不十分であったことがありますので，今後は自治会と連携をさせていただき，実施していきたいと思います。

佐々木委員 自治会の役員には，早い段階で情報公開をして，協力を要請するという事によるのでしょうか。

棚田課長 おっしゃるとおり，早い段階で必要なところには情報を公開するように考えていきます。

教 育 長 課長は今そのように説明しましたが，市としての考えをもっとまとめなければならぬと思います。今回の情報公開に当たって，幸い御理解をいただきましたが，非常に神経を使いました。委員のおっしゃることはよく分かりますし，今後の検討課題にさせていただきたいとは思いますが，しかし，どこまで情報を提供するかということ，非常に繊細な問題になりますので，この場では回答を控えさせていただきたいと思っております。情報を出すとか出さないとかいうことではなく，どのような形でどこまで情報を公開するかということについては，もう少し検討したいと思っております。

佐々木委員 分かりました。ただし，情報に関しては広まるのが早いので，事務局より先に外部から私に情報が入る場合があります。その辺のところは考慮していただきたいと思っております。

坂田部長 委員がおっしゃった点について，事務局から早く連絡できるよう努めてまいりますので，よろしくをお願いいたします。

佐々木委員 よろしく申し上げます。

船尾委員 学校の休業措置やPCR検査等，迅速な対応のお陰もあり，学校内でのクラスターが発生せず幸いであったと思っております。質問ですが，3の学校名公表の理由に，保護者の同意を得た上で公表するとありますが，ここでいう保護者とは誰のことです

か。

棚田 課長 患者の保護者でございます。

船尾 委員 分かりました。もう1点、特に小学6年生や中学3年生にとって、学校生活の最後の年に行事等が行えないということで、思い出作りがなかなかできない現状があるのではないかと思います。卒業に向けて、今後行事を以前のように行うことは難しいとは思いますが、思い出作りという点で、今考えられていることや、学校で行っている工夫があれば教えてください。

安部 課長 行事を開催するのかどうかについては学校の判断としているところではございますが、学校によっては、学習発表会は行えなかったけれども、小学6年生だけは参観日の時に、合奏を体育館で披露し保護者に観てもらおうなどしている学校もあります。また、全ての行事が中止になっているわけではなく、文化祭等も規模を縮小し、できる範囲で実施しております。

船尾 委員 分かりました。できること、できないこと、医学的なこともあって難しい面もあるとは思いますが、今言われたような工夫をして、子どもたちが卒業に向けて、思い出に残る1年間を過ごすことができればと思いますので、よろしく願いいたします。

棚田 課長 修学旅行についてですが、小学校は今のところ予定どおり実施しております。中学校に関しても、感染対策をしっかりと実施する方向で進めております。

教育 長 教育委員会の考え方として、全て中止とするのではなくて、感染対策を十分に施した上で、実施方法を考えながらやっていくように学校にも伝えております。このような基本的な考えの中で、学校は行事を進めるようにしております。感染者が発生したからすぐに全ての行事を中止するという事は、今は考えておりません。

船尾 委員 分かりました。

小谷 委員 PCR検査を実施したとありますが、どのくらいの範囲の方が実施したのですか。

棚田 課長 同じクラスで授業を受けた子どもたちや先生といった方などを対象に検査を実施しました。

小谷 委員 分かりました。

教育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

教議第46号 審査請求について

教育 長 次に、日程第5の教議第46号「審査請求について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

高橋 副部長 それでは、教議第46号「審査請求について」を御説明いたします。

この審査請求に当たり、審査請求の対象となる決定に関わった教育総務課等の事務局職員以外の者である私が、審査に当たっておりますことを、まず申し上げます。

本件に関する御意見、御質問については、原則として私がお答えします。必要に応じて、決定に関わった職員に事実関係を確認します。

それでは、資料の15ページ、本件の裁決書案を御覧ください。

本件は、行政不服審査法に基づく審査請求です。

令和2年10月1日付けで、審査請求人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表〇〇氏、

代理人〇〇氏から提出された、後援名義使用不承認に係る審査請求について、行政不服審査法第45条第1項の規定により、1の主文にあるとおり、却下の裁決とするものです。

次に、2の事案の概要を御覧ください。審査請求の対象となる事案について御説明します。

(1)の後援名義使用申請についてです。

令和2年5月11日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏の講演会について、後援名義使用承認の申請がありました。

次に、(2)の処分庁の決定についてです。

呉市教育委員会は、この行事の内容が、呉市教育委員会の共催及び後援に関する取扱要綱第4条第3項第5号に掲げる委員会の政治的中立性を損なうおそれのあるものでないことという要件を満たさないため、7月20日付けで後援名義の不承認を通知しています。

〇〇〇〇氏は、過去の言動等により、特定の政党等への厳しい批判をしていることで知られていることから、市民への誤った印象を与えかねず、当教育委員会の政治的中立性を損なうおそれがあるとの判断によるものです。

なお、呉市長に対しましても、同様に後援名義使用承認申請があり、同じく不承認とされています。

次に、(3)の審査請求についてです。

資料の18ページから21ページにあります。10月1日付けで、本件不承認を不服として、行政不服審査法の規定に基づき、呉市教育委員会に対して審査請求が提出されております。

資料15ページにお戻りください。3の審査請求人の主張の要旨について御説明します。

(1)の本件審査請求の趣旨です。

審査請求人は、呉市は以前、ある団体が〇〇〇〇として行った講演に補助金を交付している。その講演内容などに照らすと、本件不承認の理由は適正、公平性を欠き、ダブルスタンダードであると主張しております。

次に、(2)の本件審査請求の理由についてです。

審査請求人は、呉市の補助金交付及びそれに係る呉市監査委員の監査結果に照らすと、本件不承認の理由は適正、公平性を欠き、ダブルスタンダードであると主張しております。

なお、本件不承認を却下とする主張は誤りで、あくまでも不承認です。

次に、資料16ページをお願いします。

4の理由を御覧ください。本件審査請求を却下とすべきと考える理由について御説明します。

(1)本件審査請求は、本件不承認を不服とし、行政不服審査法に基づく不服申立てとして行われたものです。

(2)行政不服審査法に基づく不服申立ての対象となる行為は、同法第1条第2項で行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為とされていることから、同法に基づく不服申立ての対象となる行為が行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に当たらない場合、当該審査請求は不適法なものとなります。

ここでいう行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接に国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものと解されています。

分かりやすい例で申しますと、自動車の運転免許と運転免許停止、運転免許取消し、飲食店の営業許可と営業停止などがこれに該当します。いずれも、道路交通法、食品衛生法のように、法令に基づいて行われる行政処分となります。

(3)ここで、上記の見地に基づいて、本件審査請求の対象となる行為である本件不承認が、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に当たるか検討することになります。検討についてはアからウに記載しています。

まず、アです。本件不承認は、要綱に基づいてなされたものと認められるところ、要綱は、職員の事務処理基準を定めた教育委員会事務局の内部規程にすぎないものであって、法令には当たらず、また、法令の直接的な委任に基づいて制定されたものでもありません。

次に、イです。本件不承認を行ったことによって、審査請求人が行事を開催することについて、何らかの制約がなされるわけではないことから、本件不承認は、審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する行為とはいえません。

ウです。以上、アとイにより、本件不承認は行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に当たらないといわざるを得ません。

(4)したがって、本件不承認は行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に当たると認められないことから、本件不承認が行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為であることを前提とする本件審査請求は、不適法というべきであります。

(5)結論です。以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、その余について判断するまでもなく、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり、却下と裁決すべきと考えます。

資料17ページをお願いします。

ここには教示文を示しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第46号「審査請求について」の説明がありました。ただ、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 内容に入る前に、聞き慣れずよく分からないのですが、審査庁とは何ですか。

高 橋 副 部 長 審査庁とは、法律等の定めにより審査請求がなされた行政機関で、行政処分を行う権限を持っております。審査庁は審査請求の適法性を審理し、審理を行うべき場合には、審査請求に対して処分等の違法性や妥当性を審理して、裁決いたします。

小 谷 委 員 分かりました。

佐々木委員 確認をさせていただきたいのですが、審査請求とはどういったものなのでしょうか。

高 橋 副 部 長 審査請求とは、国や地方自治体による行政処分、一般的に処分といいますが、それに対して、不服申立てができる制度のことで、行政不服審査法により手続き等が規定されております。

佐々木委員 分かりました。もう一つ教えてください。後援の承認、不承認が要綱に基づいて決定されているのは分かったのですが、法令に基づいて決定されるものとは、何が違うのでしょうか。

高 橋 副 部 長 後援の承認などは、権利や義務を与えたり制限したりするものではありませんので、法令ではなく要綱で決定することができます。一方、行政機関が国民の権利、義務を与えたり制限したりすることを行政処分といえます。こうしたことは、法令の根拠を必要とするものでございます。

佐々木委員 ありがとうございます。

小 谷 委 員 今回、申請があったのは後援についてということですが、似たようなもので共催

というものもあると思います。この二つは何か違いがあるのですか。

高橋副部長 要綱に定めるところによると、後援とは、当該行事の企画等に参加はしないが、当該行事の趣旨に教育的見地から賛同し、委員会の名義を使用させることをいうとしており、共催とは、主催者の一員として当該行事の企画又は運営に参加し、共同責任者として責任の一部を分担することをいうとしております。教育的見地から賛同する行事に対し承認する行為である点は同じですが、当該行事に対し責任を分担して負うのが共催、責任までは負わないとするのが後援でございます。

小谷委員 ありがとうございます。教育委員会が参画するかしないかに違いがあるのですね。分かりました。

森尾委員 今回の申請について、先ほどの説明でもおっしゃっていたとは思いますが、どういった理由で却下という裁決になるのか、もう一度説明をお願いします。

高橋副部長 本件不承認に対する審査請求につきましては、行政不服審査法第45条第1項の規定、その他不適法である場合に該当するので、却下という裁決にすべきと考えるものでございます。

森尾委員 ただ今の説明で、その他不適法である場合とおっしゃいましたが、どのような場合をいうのでしょうか。

高橋副部長 その他不適法である場合とは、法律の規定に適合しない場合でございます。資料16ページ4の理由(1)にありますように、本件審査請求は、行政不服審査法の規定に基づきなされたものです。次に、(2)にあります。この法は第1条第2項で行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為、いわゆる行政処分を対象とすると定めております。先ほども説明いたしましたが、本件不承認は行政処分ではありませんので、行政処分であることを前提として行う本件審査請求は法の規定に適合していません。よって、不適法となるものでございます。

森尾委員 分かりました。後援の不承認は行政処分ではないから、法の規定に適合しないということで却下なのですね。

高橋副部長 そのとおりでございます。

船尾委員 資料20ページの不服申立ての趣旨の中に、補助金の交付とありますが、これはどういったものなのでしょうか。

高橋副部長 平成○年度に、呉市長が○○○○○○○に対し、同○○○が行った○○○○○○○○○○について、呉市補助金等交付規則に基づき補助金を交付しました。

この○○○○○の中で講演会が開催されており、審査請求人はこの講演者及び講演内容について、引き合いに出して、本件不承認に不服申立てをしております。

いずれにしても、ほかの行政機関が、異なる規程に基づいて行ったことです。当委員会がその決定についてうんぬんすることは適当でないと考えます。

船尾委員 分かりました。続けてですが、この○○○○○氏の講演会の開催はいつの予定なのですか。

高橋副部長 それについては、去る○月○日に開催済みでございます。

船尾委員 もう終了している行事なのですね。ちなみに、後援の承認を受けることによるメリットは何かあるのでしょうか。

高橋副部長 直接的な法的効果としてのメリットはありません。あくまでも、教育委員会がその行事の趣旨に教育的見地から賛同し、応援するとの意味で、教育委員会の後援名義を使用させるのみでございます。

船尾委員 では、申請者にとって、後援のメリットとしてどんなものが考えられるのですか。

高橋副部長 後援することによって印象が良くなり参加者が増加する可能性があることは当然考えられます。また、会場の使用料の減免が受けられる場合があったり、学校その

他の公的機関にポスターやリーフレットを配付することに協力を得られやすくなるなど、そういったことは聞いております。しかし、これらは参加者や施設管理者、各公的機関と、行事主催者との間の問題ですので、教育委員会が直接に与えるメリットはありません。

船尾委員 分かりました。

佐々木委員 資料20ページの不服申立ての趣旨に、後援申請を政治的中立性を損なうおそれを理由に却下したとありますが、もう少し詳しく説明をお願いします。

高橋副部長 その御質問につきましては、本件不承認の決定に関わった事務局職員が御説明いたします。

安倍参事補 先ほど審査担当が御説明いたしましたが、この行事、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○について、呉市教育委員会の共催及び後援に関する取扱要綱に基づき審査し、不承認としたものでございます。

講演者である○○○○氏は、過去の言動等により、特定の政党等への厳しい批判をしていることで知られております。

そのため、○○氏の講演会に対する後援名義使用承認に関しましては、他市でも問題となっており、市議会で取り上げられることになった例もあります。この講演会に対し、呉市教育委員会が後援名義使用を承認すると、市民への誤った印象を与えかねません。

このような事情を総合的に勘案した結果、委員会の政治的中立性を損なうおそれのあるものでないことという要件を満たさないと判断し、不承認としたものでございます。

佐々木委員 分かりました。この講演会については、呉市長も不承認としたとのことではよろしかったですか。

高橋副部長 そのとおりでございます。

佐々木委員 審査請求についても呉市長に提出されているのでしょうか。

高橋副部長 この審査請求人による審査請求は、呉市教育委員会に対してのみ行われたものでございます。呉市長に対する審査請求はなされていないとのことです。

佐々木委員 分かりました。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

以上で定例会を閉会します。

(15:59)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 佐々木 元)

(令和2年10月23日定例会)